

## 設計業務仕様書

### 1. 委託業務の名称

東総振興センター解体工事設計業務委託

### 2. 履行期間

契約締結日の翌日から令和3年9月21日まで

### 3. 設計条件

参考図を基に現況を調査のうえ、解体設計業務を行うものとする。

### 4. 設計概要

名称 東総振興センター

所在地 千葉県旭市ハの612番地1

敷地面積 1907.02㎡

構造 鉄筋コンクリート造

階数 地上2階

延床面積 810.398㎡

付属施設 車庫、変電設備

### 5. 一般事項

#### (1) 業務の目的

本業務は、東総振興センターの解体撤去を実施するために必要な設計図書の作成を行うことを目的とする。

#### (2) 法令等の順守

受注者は、業務の実施にあたり、関連する法律等を順守しなければならない。

#### (3) 中立性の保持

受注者は、常に中立性を保持するよう努めなければならない。

#### (4) 秘密の保持

受注者は、業務の遂行上知り得た秘密事項を部外者に漏らしてはならない。

### 6. 業務内容

#### (1) 委託業務の執行

受注者は、委託契約書、本仕様書に基づき委託業務を適正に行うものとする。

本仕様書に記載されていない事項は、「建築物解体工事共通仕様書」(国土交通省大臣官房官庁営繕部 最新版)による。

#### (2) 担当スタッフ及び作業工程表

受注者は、次に定める事項を行い、発注者の承認を受けるものとする。

①業務担当スタッフを選定し、経歴書を提出する。また、その中から法令で定められた資格を有する管理技術者を選任する。

②作業工程表を提出する。

### (3) 計画に係る調査

- ①受注者は、発注者の指示する資料に基づき現地の状況を詳細に調査し、設計図面を作成する。現地の上場に係る調査については発注者の立会いを求めるものとする。
- ②受注者は、設計図書の作成にあたり、アスベストやP C B含有等の調査が必要となった場合は、速やかに調査を実施し発注者に報告すること。また調査に要した費用は受注者の負担とする。

### (4) 法令の順守

受注者は、設計図書をこれに基づき執行される工事等に適用されるすべての法令等に適合されるよう作成するものとする。

### (5) 届出書等の作成

受注者は、工事等を執行するために法令等により必要とされる許認可申請、諸届出に要する図書の作成を行うものとする。また申請等の設置に要する費用は受注者の負担とする。

### (6) 設計図書の作成

受注者は、設計図書の作成にあたり次に定めるところにより行うものとする。

#### ①仕様書

- ア 特記仕様書は、特に発注者の指示がない場合は協議により受注者の任意のものとするができる。
- イ 共通仕様書は、「公共建築工事標準仕様書」(国土交通省大臣官房官庁営繕部 官庁営繕関係統一基準 最新版)による。

#### ②工法等

工法等については、特に発注者の指示がない場合は受注者がこれを選定し、その比較検討内容について発注者の同意を得るものとする。

#### ③内訳書

様式及び書式については、発注者の指示するものとする。

#### ④数量積算基準等

数量積算基準及び歩掛りについては、「公共建築数量積算基準」(国土交通大臣官房官庁営繕部 官庁営繕関係統一基準 最新版)による。

#### ⑤積算調書作成上の注意

- ア 積算調書は、内訳書の項目に従いまとめるものとする。
- イ 仮設工事の積算については、現場での施工方法を十分念頭に入れ、環境、公害、安全対策等を総合的に分析し適正な積算をするものとする。
- ウ 積算調書は発注者の指示する区分により作成するものとする。
- エ 内訳書の中にある単位で「一式」のものについては、この内容を裏付ける資料を添付するものとする。

- オ 専門業者、メーカー等から参考見積を徴する場合は、原則として三者から見積を徴するものとする。ただし、やむを得ない場合この限りではない。
- カ 積算等に使用した資料及びカタログ類は、速やかに提出するものとする。
- キ 設計書の単価は、原則として複合単価とする。なお、設計書に計上する施工単価については、根拠（代価表等）を作成しておくこと。

(7) 成果品

- ① 成果品及び提出部数は別紙のとおりとする。
- ② 成果品に基づく工事等の執行に際し、成果品に表現できなかった部分等について、発注者の要求があった場合は、発注者の指示する方法で資料を作成し提出するものとする。

(8) 料金の請求と支払い

受注者は、すべての業務が完了したときは業務完了報告書を提出し、発注者の検査を受けなければならない。受注者は、検査に合格したときは、料金の支払いを請求できる。発注者は、請求を受けた日から30日以内に当該業務委託料を支払うものとする。

(9) その他

本仕様書に定めのない事項は、発注者と受注者にて協議して定めるものとする。

## 別紙 成果品

内訳	規格	部数	備考
発注用図面	A 3	2 部	二つ折り製本 (CAD データ及び PDF 版を CD-ROM で 1 部)
発注用内訳書	A 4	2 部	ファイル製本 (PDF 版を CD-ROM で 1 部)
内訳書 (根拠・金抜き)	A 4	各 1 部	ファイル製本
打合せ記録	A 4	1 部	ファイル製本
その他必要書類		1 部	